

民間委託等の推進に関する基本的考え方について（案）

行政改革課

1 民間委託等の推進に関する県の基本的考え方

（長野県行財政改革プラン(平成 19 年 3 月策定) <抜粋>）

【民間との協働】

県民やNPOなどの民間団体や民間企業との協働の視点を重視し、民間できることは民間に任せることを基本に、現状の行政サービスの水準を確保しつつ、民間の力を借りて事業等を実施することで、より効率的な事業執行が可能となる場合などにおいては、積極的に民間との協働を推進します。

【アウトソーシング（民間委託等）の推進】

旅費・給与等の総務事務、統計等の定型的業務、施設等の管理業務、検査・分析等の専門技術・設備を要する業務などのうちからアウトソーシングが可能な業務の洗い出しを行い、条件整備が整うものから順次、随時アウトソーシングを実施していきます。また、その過程においては、行政機構審議会民間協働専門部会にも情報を提供し、提案などをいただきながら検討していきます。

2 今後の民間委託等の推進に向けた基本的考え方

（1）民間委託等を実施するかどうかの視点

サービスの質の向上が図られる。

県で直接実施するよりも、コスト削減が図られる。（行政運営の簡素化・効率化が図られる。）

民間の受注機会の確保につながる。

高度な専門知識や技術が必要で、県で人材の確保が困難である。

同種の業務が既に委託化されている。

(2) 民間委託等を推進する業務の考え方(性格)

(3)に掲げる民間委託の対象としない業務を除き、(1)に掲げる視点に基づき、民間委託が適当な業務については、民間委託を推進する。

【具体的な業務として想定される例】

業務の分類	具体的な業務例
情報処理・内部事務管理業務	内部事務システム更新、手当・旅費の審査 など
設計・測量等業務	設計、測量、各種検査 など
定型的業務	電算入力、受付・案内、各種統計・調査 など
施設・設備等の管理・運営業務	福祉施設等の管理運営、学校図書館の管理運営、県営林の管理、道路パトロール、道路維持補修、農場・家畜等の管理、公用車の運転、庁舎の監視及び警備、電話交換及び通信機器保守、庁舎・学校の維持管理、給食調理 など
その他の業務	ヘリコプターの運行・整備、職員等の研修に係る実施事務、各種イベント・研修会・講習会の実施 など

(3) 民間委託の対象としない業務

民間委託できないもの

業務の区分	例示	前回までの意見
法令等により、公務員が実施することが義務付けられている業務	食品衛生監視員(食品衛生法第30条第1項) 徴税吏員(地方税法第1条第1項第3号) 会計管理者(地方自治法第168条第2項)	

注：税に関する業務であっても、自主的な納付の呼びかけなど民間委託可能な業務もある。

民間委託することが適当でないもの

業務の区分	例示	前回までの意見
公の意思の形成に深くかわる業務	予算の編成、補助金交付先の決定	
県民の権利義務に深くかわる業務	立入検査	
対立する利害を公平に審査・判断する業務	土地収用に係る裁決	
県の業務全般に関する知識や県職員としての経験が相当程度必要とされる業務	知事、副知事の秘書用務	

県が認定等を行うことにより、信用力が確保されることが必要な業務	観光部の観光振興業務	
国・市町村等に対する調整・指導等が主たる内容となる業務	教育事務所の小中学校教員の指導業務	
当該業務を監督するために必要な専門知識等が県から失われる業務	電算システムの開発・運用の全てを委託すると、専門知識を持つ職員がいなくなり、県が業務を監督することが困難になる。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係試験場の農林技師の業務について、試験研究と一体であり、継続性や専門性が求められるのではないか。 ・特別支援学校の給食について教育と一体的ではないか。 ・民間委託にあたっては、民間にただ丸投げするのではなく、県でもしっかり管理できるシステムをつくるべきではないか。
必要な水準で業務を実施可能な民間企業等が(県内に)存在しない業務	消費生活センターの相談業務、工業技術総合センターの行う中小企業からの依頼試験 など	<ul style="list-style-type: none"> ・諏訪湖健康学園の管理運営についても、県内には受託する法人がないのではないか。 ・消費生活センターの相談業務について、委託可能と解すべきか。

(4) 民間委託等の推進にあたっての留意事項

サービスの質の確保

競争性・透明性の確保(委託先の長期固定化、業務の独占が生じない措置)

守秘義務の確保と漏洩防止の措置

責任の明確化(事故等の場合における適正な責任体制)

現に従事している職員の処遇